別紙様式第4号(第15条関係)

第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　　所

信用組合名

理事(組合)長　氏名

1. 計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産 建物 土地 使用権資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産							%
有形固定資産計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん 使用権資産 その他の無形固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
3. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(2)　引当金

（単位：千円）

区　　分	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒引当金						
賞与引当金						
役員賞与引当金						
退職給付引当金						
金融商品取引責任準備金						
合　　計						

（記載上の注意）

1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

2. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄のうえ記載すること。

(3)　経費

（単位：千円）

区　　分	金　　額
人件費	
報酬給料手当	
退職給付費用	
その他	
物件費	
事務費	
（うち旅費・交通費）	（　　）
（うち通信費）	（　　）
（うち事務機械賃借料）	（　　）
（うち事務委託費）	（　　）
固定資産費	
（うち土地建物賃借料）	（　　）
（うち保全管理費）	（　　）
事業費	
（うち広告宣伝費）	（　　）
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（　　）
人事厚生費	

減　価　償　却　費	
そ　の　他	
税　金	
合　計	

（記載上の注意）

監事が監査をするに当たって、参考となるように記載すること。

(4)　子会社等に対する出資

（単位：百万円）

会　社　名	当期首残高			当期末残高			当期増減(△)高	当該子会社等の有する当組合の出資口数
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額		
							(　)	口
							(　)	
							(　)	
							(　)	
合　計							(　)	

（記載上の注意）

1. 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

2.「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。

3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(5)　子会社等に対する金銭債権

（単位：百万円）

会　社　名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合　計			

（記載上の注意）

協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

(6)　子会社等に対する金銭債務

（単位：百万円）

会　社　名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当期増減(△)高
合　　計			

(記載上の注意)

協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

2．事業報告に関する事項

(1)　役員等の兼職等(当年度末現在)

役　職　名	氏　　名	兼職法人名又は兼業事業名	兼職等先での役職名	摘　　要

(記載上の注意)

1．協同組合による金融事業に関する法律第5条の2第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。

2．兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

(2)　役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況(当年度末現在)

①　役員等との間の取引状況(当年度末現在)

（単位：百万円）

役　職　名	氏　　名	貸　出　金	当期増減(△)高	債務の保証又は裏書	当期増減(△)高

(記載上の注意)

1．協同組合による金融事業に関する法律第5条の2第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と信用組合との間の取引について記載すること。

2．「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

②　役員等の兼職等先との間の取引状況(当年度末現在)

（単位：百万円）

兼職等先名	貸出金	当期増減(△)高	債務の保証又は裏書	当期増減(△)高

（記載上の注意）

1. 協同組合による金融事業に関する法律第5条の2第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職等先と信用組合との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用組合との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

(3) 役員に対する報酬

（単位：千円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事		
監事		
合計		

（記載上の注意）

理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

3. その他

（記載上の注意）

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。